

# 「学校いじめ防止基本方針」

山形市立鈴川小学校

## 1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという認識のもと、学校、家庭、地域住民、教育委員会、その他の機関及び関係者と連携し、学校におけるいじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

その際、児童生徒の感じる被害性に着目するなど、あらためていじめの定義について共通の認識を確認しながら対応にあたることとする。

### いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「けんかやふざけ合い」「好意で行った行為」でも上記に当てはまればいじめに該当する。

## 2 いじめ防止のための取組

### (1) 教職員による指導について

- ・全ての教育活動を通じて、『いのちの学習』の充実を図る。  
生きぬく力の育成、生命の尊厳への畏敬の念の育成、思いやる心の育成
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて共通理解を図る。
- ・全校集会や学級活動を活用し、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童については、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導が組織的に行えるよう連絡・連携を徹底する。
- ・児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう教職員の言動に細心の注意を払う。

### (2) 児童に培う力とその取組

#### ①児童に培う力

- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
- ・円滑に他者とコミュニケーションを図る能力
- ・ストレスに適切に対処できる能力
- ・自己有用感、自己肯定感

#### ②その取組

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進
- ・一人一人を大切にしたい授業づくりと集団づくり

- ・社会参画活動の推進
- ・ S S T (ソーシャルスキルトレーニング) の実施

### (3) いじめ防止のための組織と具体的な取組

- ・ いじめの防止等に関する措置関係者からなる「いじめ防止対策委員会」を置く。  
校内職員：◎教頭、校長、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、  
教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭  
□ P T A関係者：会長、副会長、学年委員長  
□ 校外関係者：大学等の専門家、民生児童委員等（□印は必要に応じて参集いただく。）

### (4) 児童の主体的な取組

- ・ 児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等、児童自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

### (5) 家庭・地域との連携

- ・ 保護者懇談会、学校（学級）だより等を通じて、家庭や地域に対し、問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力を図る。

## 3 早期発見の在り方

### (1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることを認識し、日頃から児童の見守りや信頼関係構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ・ 定期的なアンケート調査等によりいじめの実態を把握しながら、教育相談や日常の観察による声かけを実施することにより、個別の状況把握に努める。また、児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談の機会を活用したりする。

### (2) 相談窓口などの組織体制

- ・ 児童や保護者の悩み、地域からの情報を受け止められているか、定期的に体制を点検し、児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備・周知する。

## 4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

### (1) 素早い事実確認・報告・相談

- ・ 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。

- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。小さな兆候に早い段階からの的確に関わりを持ち、児童の安全を確保する。
- ・いじめる児童に教育上の指導を行ってもなお、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察署と相談（通報）して対処する。

## (2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ・発見・通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめ防止対策委員会」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。
- ・いじめが解消したと判断した場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は関係者間で適切に共有するものとする。いじめ解消の判断は、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」をその要件として共通理解を図る。（原則3か月）

## (3) 集団へのはたらきかけ

- ・いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。また、同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

## (4) ネットいじめへの対応 等

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避け、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて法務局又は地方法務局、警察署等の協力を求める。
- ・早期発見のため学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、法務局の人権侵害相談等の取組についても周知を図る。
- ・SNS、携帯メール等を利用したいじめについては校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。
- ・P T Aとしてネットモラルについて研修の場を設け、ネットトラブルの未然防止につなげる。

## 5 重大事態への対処

### (1) 調査組織の設置（法 28 条①：必置）と調査の実施

- ・いじめにより、児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めら

れた時、又、いじめにより、児童が「相当の期間（年間30日を目安）欠席を余儀なくされている疑いがある時、重大事態への対処、発生防止に資するため、第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

＜重大事態と想定されるケース＞

・児童の自殺企図、・身体の重大な傷害、・金品等の重大な被害、・精神性疾患の発症 等

＜組織の構成＞

※校内「いじめ防止対策委員会」を母体としつつ、「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。（具体的な調査組織の構成員については山形市教育委員会の指示を仰ぐ）

※当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）

(2) 校内の連絡・報告体制

・校内における連絡・報告体制は、別途定めた「学校緊急対応マニュアル」による。

(3) 重大事態の報告

・事実関係その他必要な情報等について、素早く山形市教育委員会を通じて山形市長へ報告する。

6 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

・「いじめに関するアンケート（6月と11月）」（児童用・保護者用）の実施、「個別面談」等により、児童の心の声を拾いあげ、組織的に、問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。

(2) 生徒指導体制と活動計画

・指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援にあたる。

7 校内研修

・いじめの理解、組織的な対応、「道徳の授業」等の充実、生徒指導の機能を生かした授業づくり、指導記録の生かし方等に関する計画的な校内研修を行う。

8 学校評価

・いじめの問題への対応についての評価を位置づけ、改善に役立てる。  
・学校だより等で、いじめに係る方針や取組、評価結果等をお知らせし、家庭や地域との連携を図る。

9 その他

・社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成  
・校務の効率化による教職員が児童と向き合う時間の確保

（令和7年3月1日 改定）